

# 第15回 議会活性化特別委員会次第

平成25年6月13日  
第3委員会室

## 1. 協議・報告事項 ※ 前回の確認について

### (1) 議会基本条例について

- ・ 第21条（議員の政治倫理）**※再検討**

『市議会議員は、法に基づく政治倫理を尊重し行動します。』とする。

- ・ 第22条（議員定数及び報酬）**※再検討**

**全会一致で削除することに決定**

### 【全体をとおして】

- ・ 『市議会』を『議会』、『市議会議員』を『議員』としたらどうか？

他市の条例は『議会』、『議員』という表現が多いが、『市議会』、『市議会議員』という表現の方が市民にわかりやすいと思う。

- ・ 第8条の「市議会に対する」を削除
- ・ 今日までの案を全議員へ配布し、6月24日までに案に対する意見を委員長まで提出してもらい、次回委員会で再検討する。
- ・ 7月19日全員協議会で報告する。

### (2) 議会基本条例についての市民への広報・広聴について

- ・ 8月5日号の市議会だよりで特集を組み、議会基本条例の素案を掲載し、市民から意見を聴取する。タウンミーティング前に全戸配布ができる。

### (3) その他

- ・ 政務活動費の使途（案）について**※再検討**

**支出できないものの内容精査を再々検討とする**

- ・ 次期へ申し送る事項の検討について

**今後、各会派で申し送り事項を検討して出た意見をこの委員会で協議をしていく。**

## 2. その他

次回予定 6月26日（水） 議会運営委員会 終了後